

○財務省告示第百七十一号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。	関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。

ら適用する。

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。

一〇二十五　「略」

二十六　神戸税関坂出税関支署高松空港出張所

二十七〇三十五　「略」

三十六　沖縄地区税關那霸外郵出張所

三十七　沖縄地区税關石垣税關支署石垣空港

出張所

ら適用する。

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。

一〇二十五　「同上」

二十六　神戸税関坂出税關支署高松出張所

二十七〇三十五　「同上」

三十六　沖縄地区税關那霸石垣税關支署

三十七　沖縄地区税關那霸外郵出張所